



第五編

農業倉庫と山居倉庫

農協倉庫の天井まで届く米俵

カメラ・読売新聞 熊谷浩氏

※ 第五編 ※

『酒田みなと』の繁昌

酒井家の始めた米券倉庫

山居倉庫・年々増設

赤ナワの鶴岡倉庫開業

農業倉庫・山居に屈す

農倉建設運動始まる

山居倉庫幕をとじる

北斗会とは

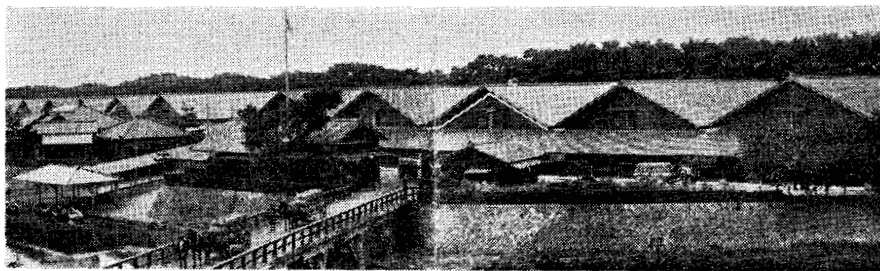
旧藩閥に反撓した平田安吉氏

「酒田みなと」と米

米の港として酒田の名がいつころから知られたものか、はっきりしていないが、酒田市、二本家所蔵の「過所状」によると文禄（一五九二年）征韓の頃、太閤五奉行の一人である長東大蔵が最上義光に送った関所切手に「御用米を酒田から肥前国名護屋に回航した」とあった。また慶長（一五九六年）頃になると新井田川岸に上蔵、日和山下に下蔵、御宿小路に山形蔵、このほかに米商人の倉庫がならび、最上川流域諸領地のほとんど全部と、最上家の売払米の全部を最上川利用で酒田に下した庄内米は上蔵、下蔵に、山形米は山形蔵に、その他は町人の町蔵に保管したのである。

徳川の天下統一前、戦国時代の回米方法は一定していなかったが、慶長年間には敦賀、大津の米商人が酒田に来て、米を買入れたので、その頃、酒田で鳴らした一流の米問屋、二本与助、鑑谷惣右工門、永田勘十郎が多く、米倉を持って米を預り、預り米に対しては米札を発行して、米売買の便利な道具としたものである。

しかし最近まで用いられた「米券」は元和八年（一六二二年）の酒井家転封以来のもので、米札とはちがうものである。徳川四代將軍家継の代、寛文十二年（一六七二年）、大江戸の大飢饉に困った幕府は河村瑞軒に命じ、出羽の米を酒田から江戸



に回送することを命じた。酒田に乗りこんだ瑞軒は米穀貯蔵地を日和山西方の最上川岸地に定め、八十間四方を地ならしして野積式の御米置場を設けたが、この置場を土地の人々は瑞軒倉と呼んだのである。

酒田港で船積みにした何そうかの御用米船は続々、江戸に到着して飢饉を救った記録もあり、酒田港は東西の回米航路が開け、奥羽諸藩の売米貯蔵の米倉が建ちならび、米どころ、奥羽地方の米取引の中心となった。米問屋は他藩の蔵元もつとめたが井原西鶴が「日本永代蔵」の中で、問屋鑑谷のことを

「間口三十間、奥行六十五間を家蔵に立て続け、台所の有様、目を覚しける。

米、味噌出入の役人、たき木の請取、肴奉行、料理人、碗、家具の部屋を預かり、菓子のおさげ、煙草の役、茶の間の役、湯殿の

役、また使番のものも極め、商手代、内証手代、金銀渡役、入帳の付手、諸事一人に一役づつ渡して物の自由を調べける。

亭主年中袴を着て少しものばさず、内儀はかるい衣裳をして居間を離れず、朝から晩まで笑顔して中々上方の間屋とは格別、人の機嫌をとり、身業を大半に掛る座敷数限りもなく客一人に一間づつ渡しける。」
とその繁昌ぶりを書いてあるほどである。

大阪—酒田の大和船

酒田港を賑わした大和船はまず大阪で下り物（仕入れ品）の大部分を積みこみ、さらに各地に立ち寄って塩、繰綿を積んで瀬戸内海から馬関を経て西海を出て酒田に着くまで、いくら順風に帆を上げて走っても二十日から二十四、五日間を要した。

この大和船が大阪を出る時に持った「堂島米座の相場」が二十日以上も過ぎて、「酒田米座」に影響し、大いに米相場を動揺させたのである。こうしたうすのろな米相場の伝達に業をにやした酒田米座仲間では健脚のものを雇入れ、堂島相場を入手すると、その男は脚に物を云わせて大阪から昼夜兼行で走りつづけ七日間で酒田まで走り着いた。いうところの「早耳」で「七日早」と呼ばれ、脚で速報された本場堂島の米相場が酒田米座を沸かせたものである。

酒田にずる賢い米商師がいて、この「七日早」利用の一もうけをたくらみ、「早耳」が清川あたりに姿を見せたところを

かまえ、田川温泉に引つ張りこみ、酒と女とでまんまとうろ落、大阪からはるるの大事に運んで来た密書「堂島米相場表」をだまし取ってしまい男を一夜温泉にかん詰にしておいて、自分はや通して酒田に舞い戻り、その翌朝、素知らぬ顔で極力手を回して米を買い占めた後、その日の夕刻、「七日早」が湯田川—酒田の最後のコースを一応、疲労こんばいの格好で酒田に走り着いて堂島の高相場を告げた時は既にその賢い米商師が儲けを独占したという話しも伝わっている。

奥羽藩内の米輸送は専ら河川の便で「道船」を用いたが、季節によっては荷車、雪道にはそりを使用した、酒田港積出し米は庄内米のほか米沢、村山、新庄の川下し米があり、明治二年（一八六九年）の沖出調べによると総計四十六万三千三百六十三俵でその内訳は庄内米二九一、七七一俵六三%、村山米一二〇、九六二俵二六%、最上米三三、五〇〇俵七%、置賜米一七、一三〇俵三%と、酒田から五十万俵の米が遠く運ばれ、名声を博したものである。送り先を見ると大阪が六割、北海道、東京が各々二割づつとなっており、酒田港の全盛時代であった。

明治維新の後も、鉄道が敷設されるまでの米輸送は藩政時代と変わりなく、内陸産米は最上川を利用して酒田に集められ、地元、庄内産米も最上川あるいは他の河川を利用して酒田に集積して、酒田港から船積みにして、大阪、北海道まで輸送されたのであるが、後年、鉄道が開通（陸羽西線、羽越線）してからは米の仕向先が大きく変って船によった大阪、北海道への輸送

よりは鉄道便で東京、神奈川方面向が多くなった。

庄内大地震で潰滅

酒井家のはじめた米券倉庫

酒井忠勝が信州松代から庄内に移封されたのは元和八年（一六二二年）である。庄内はその頃既に数十年前から米作発展の基となるぼう大な土功水利事業が行われ、着々その効果が現れはじめようとしていたというから酒井家は実に恵まれた支配地を領有したものである。

酒井藩は開田によつた産米増殖と自給肥料の確保、晩稲の禁止等で収かくの安定をはかり、農民の貢納米中、ばく大な数量を京阪、江戸等の大都市に売出して大きな利益を得たのであるが、忠勝は寛永年中に藩老柴谷武右工門とともに江州（滋賀県）大津、あるいは肥後（熊本県）の米券法を採用して庄内三郡を治領する自藩の貢納米格納制度を設けたので藩有の米倉庫が領内各所に出来た。

酒井藩は家臣の録米を米札で支給し、これを藩蔵に持参させ、扶持米と交換する制度を開始したもので、この藩有倉庫のうち最大のものが最上川の川口にあった酒田の新井田倉庫であった。幕末には二十五棟、約八万石、県内の貢納米の七割までを収容する大倉庫を出現したが、米商人活躍の基をつくり、貢納米ばかりでなく、豊作の年には余剰米も地主、商人の手を経てこれもまた酒田港から船積みにされた。

元来、録米は厳重な検査を経た年貢米であるばかりでなく、米の移出先が長い海上輸送を必要とした遠隔地であっただけに藩は良米を精選し、俵装を厳重にし、俵の中に手代と農民の名札を入れさせたほどであったので、米商人は米札を安心して売買が出来たというのである。

従つてこれを取扱つた米商人の利益はばく大なもので、元録九年（一六九六年）酒田積出しの数量十七万七千俵のうち、庄内米が十二万俵を占め、享保九年（一七二四年）には五十八万六千俵のうち三十四万七千俵が庄内米によつて占め、酒田の鎧谷徳兵衛等は酒田で買入れた米を京阪に販売し、その運賃だけで百俵につき二十二〜二十五俵、あるいは二十数両というものであったから、米商人の利益は大したものであった。米倉庫は年とともに繁昌する一方、明治初年には現物によらない、米券の米穀取引が一般化し、ますます庄内米の取引が円滑になり、その一面、産米改良にも役立つたが、新井田倉庫も明治維新の後、県民政局に引継がれ、明治九年（一八七六年）に地租の金納がこの地方で初めて実施となつた等から自然不用となり、その後転々として倉庫業者の手を経て米蔵として利用されていた。

一方、酒田の大地主、本間家は明治十六年（一八八三年）倉庫業を開業して米券を発行し、所有蔵を下蔵倉庫と云つて、改良米および精選米の標準を定め、庄内地方の米改良の役割りのような形となつていたが、本間家は転々と持ち主を変えた酒井家の新井田倉庫を明治十九年に全部買取、さらに二十五年には株式会社倉庫業を開始して、旧藩の営業倉庫にとつて變つて

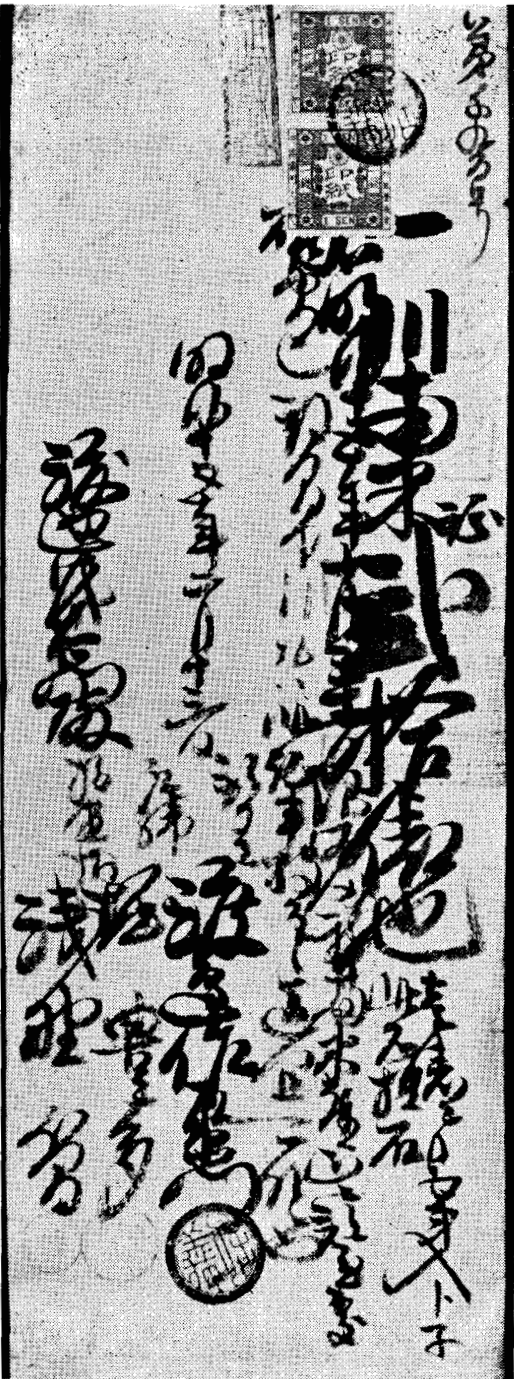
大いに繁昌した。

しかし明治二十七年（一八九四年）十月二十二日の庄内地方の大地震で、この新井田倉庫が壊滅してしまい、本間家は倉庫事業を廃業することになった。

酒田米商会所が生る

米の取引市場としては明治九年の酒田米座が閉鎖となったため、私設の米座が乱立し、酒田の有志が計画した米商会所設立

藩政時代の米札



も内部のゴタゴタで駄目となり、明治十八年（一八八五年）地元有力者の懇望で旧藩主酒井家が会所設立に乗り出し、翌十九年三月十五日酒田町に農商務省免許の「株式会社酒田米商会所」が開業した。この商会所が後年の酒田米穀取引所で、初代頭取には旧士族加藤景重をすえ、経営の一切を旧臣の手にまかせた。

酒井家の米商会所設立のいきさつについて、ある記録に「酒田米商会所設立認可を得、株金募集に当り、当地富豪本間光輝に株金の支出を依頼せしも、定期（投機）事業は家憲これを許さざるを以て諾せず、ここにおいて、転じて旧藩主酒井伯爵家

にて出金せられんことを請願せり、幸に酒井家その願意を容れ、株金は勿論、役員をも派遣することとなり、ここに始めてその成立を見るにいたれり。」

と書いてある。しかし酒井家乗出しのこの米商会所も年々不振をつけ開店休業の状態であったが、明治二十六年、新取引所法が公布になって、受渡物件の保管倉庫を設置することが出来ることになったので、酒田米商会所を母体に、資本金四万円の酒田米穀取引所を設立し、そのうち一百万円で酒田に隣接している鶴渡川原村山居町に附属倉庫七棟、八百四十坪を建設した、これが云うところの「山居倉庫」の発足である。この大倉庫出現はますます大商人、地主の投機熱をあふり、地主制発展のためには山居倉庫は欠くことの出来ない大事な機関にもなり、さらに翌二十七年の庄内大地震で新井田倉庫が再び起つことが出来ぬまでに潰滅したのに対して、山居倉庫はほとんど無傷であったことはいよいよ酒田米穀取引所に幸いし、山居の倉庫営業は発展の一途をばく進したのであった。

士族と平民職員の差

ここで酒井家の酒田米商会所、後の酒田米穀取引所と山居附属倉庫の職制にふれると、会所、倉庫の人事を全部旧藩士で固め、取引所理事の一人が山居倉庫長となつて、本庫、支庫のすべてを掌握、士族以外のものから雇入れたものとは職分の上ではっきり区別し、呼び方も旧士族職員を「お倉のダンナさん」と云わせ、平民職員は絶対昇格なしの人夫頭で甘んじ、旧士族の上役には絶対服従、ただ平身低頭して上役の不合理な仕打ちに

調子を合せて行かねばならなかった。

山居倉庫は寄託を受けた米を東京その他の県外市場に輸送する取引ぎ上の便宜から、一俵の容量を四斗とし、倉庫専属の仲仕の手で一々解俵し、同一の等級にするため、いろいろ混合して四斗に量立てて、商標を小口に挿入した、俵装は二番皮、五所結堅ナワ四方掛とし、特等米は無印、一等米は中央の横ナワ一本を黒色、二等米は中央の左右横ナワ二本を黒色、三等米は堅ナワ一本黒色、四等米は堅ナワ二本を黒ナワでこれを区別し、銘柄、等級に応じて倉庫に保管したが、寄託者が預米証券所持人のほかは貨物の実検も、見本の抽出も絶対に許さなかつた。

山居倉庫の発展

年々増設・八十万俵の収容力

山形県では県輸出米検査制度をつくり、明治四十四年二月に「輸出米検査に関する規則」を定めたが、県も山居倉庫職員の優秀な入庫米鑑識眼を特別扱いにし、「酒田、鶴岡米穀取引所附属倉庫ならびに酒田町信成合資会社倉庫（本間家経営の米倉庫）の検査をうけたものは本則を適用せず」と庄内米の権威を擁護したので、山居米の名声はいよいよ高くなり、入庫米が年とともに増加し、それに伴って倉庫施設の大拡充がはじめられた。

明治二十六年に約三万二千石で始まった山居倉庫入庫米は十

八年後の大正元年（一九一二年）、十二万石、同十四年には一躍、四十二万石と殖え、昭和に入って八、九年には五十万石台となった。庄内地方の米生産高は明治三十年（一八九七年）の三十万石が昭和九年には九十五万石に増加しているが、生産高に



酒田米穀取引所の倉荷証券

対する山居入庫米の比率は昭和三十年の三一%が昭和八年には六二%に達している。

次に庄内米移出高は明治四十四年（一九一一年）の二十二万石が昭和八年に六十二万石となったが、移出高に對する山居倉庫入庫米の比率は明治二十八年創設の鶴岡米穀取引所附属倉庫、本間家の丸本倉庫と呼ばれた小作米倉庫を断然引き離して、大量の移出米を取

扱っていた。

山居倉庫の入庫米が年毎に増加したのは酒田米穀取引所が躍起となって、各地に倉庫施設を拡充して行ったからでもあり、明治二十六年、本庫七棟、八四〇坪であったものが、次々と、本庫、支庫の増設、拡張を行い、三十七年には東田川郡黒瀬村に山居と同一資本の合資会社黒瀬倉庫を独立させ、大正三年（一九一四年）陸羽西線古口、酒田間の鉄道が開通すると、その年に余目に山居倉庫余目支庫を設立、大正七年、羽越線余目、鶴岡間の開通とともに、砂越、藤島にも同じく支庫を、同八年本橋、遊佐にそれぞれ支庫を設立して行った。

さらに昭和年代に入って、二年（一九二七年）には山居倉庫と鶴岡倉庫とが合資会社の形で水沢倉庫を西田川郡水沢村に、同九年には東田川郡栄村に栄支庫、十一年には東田川郡押切村に押切支庫を設立した。これを年次別に見ると

- 明治二十六年八四〇坪、二十七年四八〇坪、三十三年四〇坪、三十七年八三坪、四十二年六〇坪、大正三年五四〇坪、七年一、四〇一坪、八年一、一八九坪、十年二〇〇坪、十二年三六坪、十四年三四〇坪、昭和二年九三〇坪、三年一八〇坪、四年四五〇坪、六年二五五坪、七年六〇坪、八年七七七坪、九年一、二五〇坪、十一年六六〇坪

と、大正五年以後は、ほとんど毎年のように、大なり、小なり倉庫を建て続けた。

次に山居倉庫の本、支庫設立年月日、棟数、坪数、および収容力を見ると

| 倉庫名 | 設立年月日 | 棟数 | 坪数 | 収容力 |
|--------------|---|------------------|--------------------------|---------------------------------------|
| 酒田 (山居本庫) | 明治 二六・二〇 二七・二〇 二七・二〇 三三・二〇 三三・二〇 | 七 四 四 一 | 八四〇 四八〇 四〇〇 四〇〇 | 七二、八〇〇俵 四一、六〇〇 四〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇 |
| 遊佐 (支庫) | 大正 八・二〇 八・二〇 九・二〇 九・二〇 | 一 一 一 一 | 一五〇 一五〇 一五〇 一五〇 | 五九、三四〇 一九、二〇〇 七、五〇〇 七、五〇〇 |
| 本橋 (支庫) | 大正 八・一〇 八・一〇 九・一〇 | 二 一 一 | 三三〇 一六五 一五〇 | 三八、四〇〇 一五、〇〇〇 一三、二〇〇 |
| 砂越 (支庫) | 大正 七・二〇 七・二〇 八・二〇 | 三 三 一 | 四七五 五〇七 六〇〇 | 四四、四〇〇 四四、四〇〇 三、一〇〇 |
| 余目 (支庫) | 大正 三・一〇 三・一〇 三・一〇 | 四 二 一 | 五四〇 二九〇 二〇〇 | 三四、二〇〇 四二、一〇〇 一七、〇〇〇 |
| 栄 (支庫) | 昭和 九・一八 九・一八 九・一八 | 二 二 一 | 三〇〇 三〇〇 一五〇 | 二四、二〇〇 二四、二〇〇 一八、八〇〇 |
| 押切 (支庫) | 昭和 一・二一 一・二一 一・二一 | 三 二 一 | 三六〇 二一〇 二一〇 | 一七、三五〇 二九、〇〇〇 七〇、〇〇〇 |
| 藤島 (支庫) | 大正 七・一 七・一 一四・ | 一 一 一 | 八五〇 一五〇 一五〇 | 七〇、〇〇〇 一七、〇〇〇 一七、〇〇〇 |

| 計 | 昭和 | 昭和 | 昭和 | 昭和 | 昭和 | 昭和 | 昭和 | 昭和 | 昭和 |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 一条(支庫) | 二・ | 三・ | 四・ | 一・ | 九・ | 二・ | 二・ | 二・ | 二・ |
| 水沢 | 三・ | 四・ | 一・ | 九・ | 二・ | 二・ | 二・ | 二・ | 二・ |
| 黒瀬 | 三・ | 三・ | 一・ | 八・ | 六・ | 一・ | 一・ | 一・ | 一・ |
| (合資) | 七・ | 四・ | 二・ | 一・ | 一・ | 一・ | 一・ | 一・ | 一・ |
| 計 | 七・ | 七・ | 七・ | 七・ | 七・ | 七・ | 七・ | 七・ | 七・ |
| 坪数 | 七五 | 九八 | 八三 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 収容力 | 七・ | 九・ | 八・ | 一・ | 一・ | 一・ | 一・ | 一・ | 一・ |
| 俵 | 七・ | 八・ | 九・ | 一・ | 一・ | 一・ | 一・ | 一・ | 一・ |
| 計 | 七・ | 八・ | 九・ | 一・ | 一・ | 一・ | 一・ | 一・ | 一・ |
| 俵 | 七・ | 八・ | 九・ | 一・ | 一・ | 一・ | 一・ | 一・ | 一・ |

七十五棟、九千八百三十一坪、収容力七十八万九千六百九十俵は黒瀬、水沢両合資会社および山居貸倉庫株式会社所有のものも加えてのものだが、これらは名称が違うだけで、実質上は山居倉庫そのもので、昭和十一年現在で、鶴岡米券倉庫が建坪三・二七三坪、収容力二六二、九〇〇俵、産業組合倉庫は庄内三郡合せて僅かに一・二九五坪、収容力一、一四、二五〇俵で両者合せて建坪四・五六八坪、収容力三七七、一五〇俵にすぎず、山居倉庫の坪数、収容力の半分に満たないものであった。

これを見ても山居倉庫が如何に巨大な存在であったかを窺い知ることが出来た。山居は米穀倉庫業に必要な運輸機関を手に入れることを計画、大正八年に、群小運送会社が倒かいしたのを機会に資本金十五万円(後で三十万円に増資)の酒田運輸倉

庫株式会社を酒田に創設した、資本金の七〇％は酒田米穀取引所が引きうけ役、職員の手を山居倉庫と取引関係者から送り、各地に支店を設け、山居倉庫米移出の九〇％をこの運輸会社で引きうけたから、酒田取引所のもうけは二重となつて転がりこんだ。

日本銀行の指定倉庫となる

山居倉庫が庄内地主王国の牙城として権勢を揮い、信用をかめたものに大正四年（一九一五年）日本銀行から指定倉庫を認められ、山居乙種米券に対する再割引を承認された事実がある。大正四年七月、酒田米穀取引所理事長加藤景重氏は日本銀

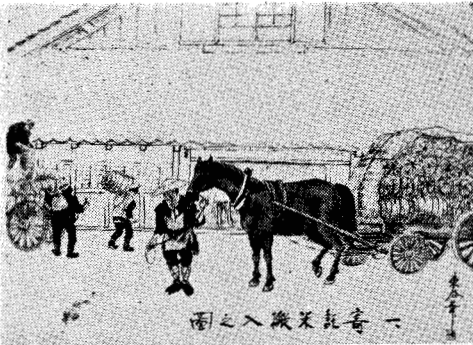
行福島支店長林養三氏に願書を送つて日本の銀行指定倉庫になることを運動した。

これに対して七月二十四日付で日本銀行は回答を出し、「今後、附属倉庫を当行指定倉庫として取扱ひ、同倉庫に保管の米に対しては貴取引所が発行したる乙種預米証券を担保とする手形にして当行取引先銀行の裏書あるものは当支店において再割引いたすことに決定いたし候」

と山居倉庫を日本銀行の指定倉庫とし、米券に対する再割引を正式に承認した。この再割引は普通でも九割にも及び、時によつては十割にもなつたと云ふことである。日本銀行の担保品

鶴岡米券倉庫作業図

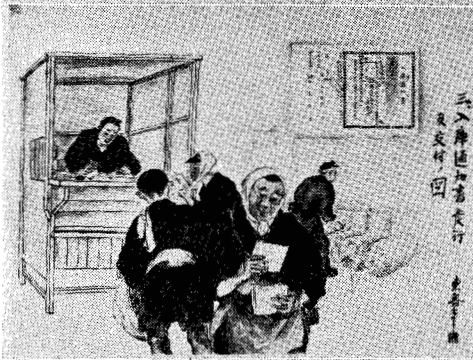
上から寄託米の搬入①入庫米を受取り審査する②入庫通知書交付③托納(品質、升量統一のため混合斗立俵造改裝作業)



一 寄託米の搬入



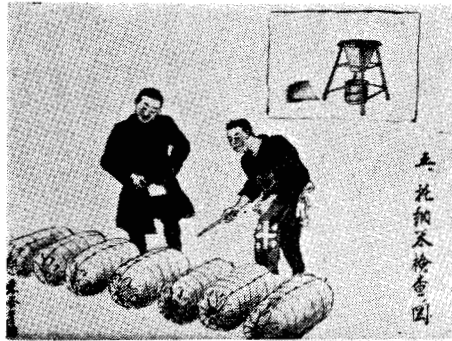
二 入庫米を受取り審査する



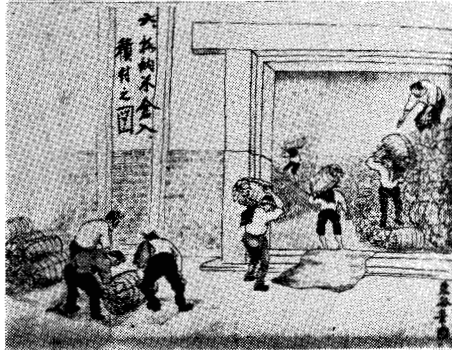
三 入庫通知書交付



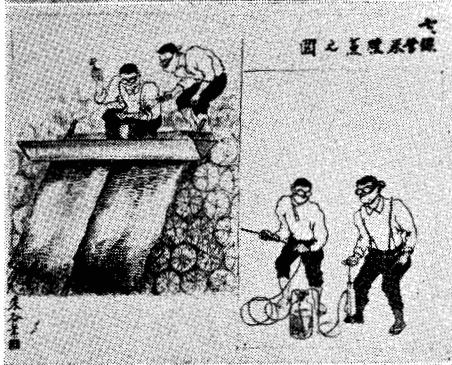
四 托納(品質、升量統一のため混合斗立俵造改裝作業)



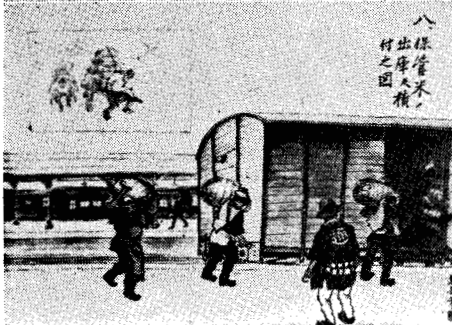
五 花納米検査図



六 花納米倉入積立



七 蒸米貯蔵



八 保管米

としては国債、または六大都市の公債、株券では日本郵船株、鐘紡株等のような一流株、商品としては生糸検査所の生糸証券等に限られていた当時に米券で、山居倉庫が同じ待遇をうけたことは、その当時の山居倉庫の権威と信用を物語るものである。

山居に対抗、赤ナワの鶴岡倉庫

山居倉庫には及ばないが、庄内米の取扱いを両断していたのが、鶴岡米穀取引所附属の鶴岡倉庫であった。同取引所が設立されたのは酒田米穀取引所開設から二年後の明治二十八年（一九〇五年）で、すべてが酒田と対照的なものである。

この鶴岡米穀取引所は酒田取引所が旧藩主酒井伯爵と、その

一統、御家禄派によって経営されたのに対抗して、鶴岡と、その近村の平民の手によって創設し経営した、株式会社設立の発起人を拾うと、

平田安吉（肥料、米穀販売、大地主、明治二十五年の地価によつた財産四〇、五五八円）、三井弥惣右工門（牛乳、米穀販売、大地主三、二九八円）、真島明文（大地主、三九、九四七円）、中村作右工門（清酒醸造、大地主、一八、〇五七円）、富樫治右工門（金貨、大地主、一六、七四六円）、加藤長三郎（清酒醸造、大地主、二五、二六一円）、大滝直之助（米穀販売、四二、七三六円）、加藤儀三郎（大地主、一〇、七五〇円）、秋野直吉（大地主、一〇七、〇三七円）、大屋元章（大地主、一四、二八〇円）、尾形六郎兵衛（商船業、大地主、一一、〇九七円）と、鶴岡、加茂、大山の大地主等二十六名で、この先頭に起つ

鶴岡米券倉庫作業図 上から托納米の検査③托納米倉入積立④保管米燻蒸④保管米の積出し

たのが鶴岡の大地主兼商人の平田安吉氏で、農事改良の先達でもあり、また当時の進歩派の指導者でもあった。

思想的には旧藩閥に対する平民の挑戦であつて、附属鶴岡倉庫の入庫米の俵装には赤ナワをかけて独特の商標とし、ナワの掛け方で等級を明確にして庫出した。これが「赤ナワの鶴岡米」と呼ばれ、黒ナワの山居米と区別され、競争したのである。

大正四年には山居米とともに日本銀行の再割引が承認され、有価証券化して、山居米同様、鶴岡米の名を高めたものであつた。倉庫は鶴岡の本庫（九棟、一・二五六坪）をはじめ、京田橋、横山、小出の支庫を建て、さらに鉄道の開通とともに、その沿線に狩川、大山等の支庫を設け、大正十二年には渡前倉庫を借庫して渡前支庫とした。昭和八年、大豊作のため倉庫が不足し、姉妹会社「鶴岡倉庫株式会社」を創設し、また農業倉庫新設を防止する目的で、同年鶴岡貸倉庫株式会社を設立して櫛引に倉庫一棟を建築する等、倉庫の発展経過はすべてが山居倉庫の場合と同巧異曲なものであつた。

| 倉庫名 | 建設年 | 棟数 | 坪数 |
|-------|--------|----|-------|
| 鶴岡倉庫 | 明治二十八年 | 九 | 一、二五六 |
| 京田橋支庫 | 明治二十九年 | 二 | 二四一 |
| 横山支庫 | 明治三十九年 | 二 | 二二八 |
| 小出支庫 | 明治四十四年 | 一 | 九六 |
| 狩川支庫 | 大正三年 | 六 | 八〇七 |
| 大山支庫 | 大正七年 | 四 | 五七〇 |
| 渡前支庫 | 大正十二年 | 四 | 五七〇 |

櫛引倉庫 昭和八年 二 二七〇

計 三〇棟 四、〇三八坪

収容力二十三万三百五十石（一坪平均建坪一三八坪、一坪当り収容力五六石）を以て、米券倉庫の力を發揮したが、あらゆる点で山居倉庫に拮抗するまでに至らなかつた。

鶴岡倉庫は昭和十四年、鶴岡米穀取引所とともに日本米穀株式会社に移り、その後、同十七年、米穀会社解散に伴つて中央食糧営団の所有となつて、営団鶴岡出張所が経営することになった。

貸倉庫会社を設立

大正末期になつて、庄内産米高は九十萬石に達し、酒田米穀取引所の倉庫だけで二十五萬石以上を入庫し、同倉庫の収容能力を越え、狹隘となつたので、同取引所は資本金を増額し、倉庫を増設しようと、大正十五年、商工省に認可を申請した。しかし主務省はこれを認可しなかつた。そこで酒田米穀取引所関係者が相談して貸倉庫会社を新設、この会社の手で新たに倉庫を建築、これを酒田米穀取引所に賃貸することを決定した。

一、設立趣旨

庄内米の産額逐年増加の一方、株式会社酒田米穀取引所倉庫の信用益々厚く、倉庫を利用するものいよいよ多きを加え、入庫米百万俵を算するの盛況を呈するに至れり、同倉庫の収容力狹隘を告ぐるの狀態なりしたため、資本金を増額し倉庫を増設せんとせしも主務省の許可を得ること能わず。

然れども入庫米を謝絶するにおいては生産者の不利不便計り知る

べからず、ここにおいて酒田米穀取引所関係有志相謀り、別に倉庫を建築し、酒田米穀取引所に賃貸してその不備を補わんがために本会社を設立せり、即ち酒田米穀取引所の姉妹会社として益々その機能を発揮し、地方福利のために貢献せんとするものなり。

一、設立 昭和二年六月

一、資本金 二十五万円、うち十五万円払込（但し一般に譲渡する以前に金額払込済の予定なり）

一、株式 現在一株の金額百円なるも五十円または二十五円に変更譲渡するものなり

一、配当 前期は四分配当、今期（後期）は五分配当の見込、なお今後、取引所と同率配当をなしたき意向なり

一、業務 ①倉庫の賃貸②ワラ工品の購入販売③金融業④委託販売⑤倉庫業⑥代理業

一、所有地所および倉庫坪数

地所、六、八三二坪、倉庫六、六五七坪

の設立趣意で、酒井忠孝氏が株主代表となった。この酒井氏は酒田米穀取引所理事長その人であつて、会社設立後は社長となった。

資本金はもち論、山居倉庫と同一系統で、役員も山居倉庫の中から出て、従つて同社が行う賃貸倉庫の新築は実質的には山居倉庫の拡張そのものであつたから、酒田米穀取引所附属の山居倉庫と、山居賃貸倉庫株式会社の賃貸倉庫との間の区別ははっきりしないほどややくしいものだが昭和二十年六月以後各地に続々建設された山居倉庫支庫はこの山居賃貸倉庫であつて、それより前の倉庫は山居倉庫と云える。

会社の主な業務は倉庫の賃貸だが、その他の業務で、ワラ工品の購入、販売とは山居倉庫で改装用に使用する俵の買収と、山居倉庫への納入であつた、このような重なる利益追及の同社に対する激しい世論が各方面に生れ、これを緩和するために山居では賃貸会社設立当初から株式を一般に譲渡する方針に出たがなかなか実現せず、昭和十一年八月になつて酒井社長から東田川郡農会長奥山良平、西田川郡農会長長谷川伝左衛門、飽海郡農会長本間光勇、鶴岡市農会長石川秀助、酒田市農会長本間元也の五氏に賃貸倉庫株式十万円を譲渡するからあつせんしてもらいたいとの依頼書を出したが、各町村とも十万円だけの一般開放では実権がやはり山居側に存在し、何等意味なしとして相手にされなかつたいきさつもあつた。

生産者農民から格差撤廃運動

山居倉庫は嚴重な入庫米検査と、混合保管の手で、規格が一化した良質米を大量に造り出したので倉庫の信用を一そう高めた。

大正十五年の「山形県米穀検査年表」は「現今、中央市場で才一位の声価を博しつつある米は真幸米（日向）と庄内米なり、その品質は極めて近似である。

現今はその大部分を東京市場に移出し特に夏期における味付米として欠くべからざるものとして歓迎せられている。」と、庄内米の声価を認めている。この高い声価は価格の上に現れて、例えば昭和二年（一九二七年）の産米政府買入価格で、山居、鶴岡、村山、その他のものとの比較では次のように山居米が高

値を示した。

| 山居 | 鶴岡 | 山居 | 山居 | 山居 | 備考 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 一等 | 円 一三、三四 | 円 一三、二二 | 円 一三、〇六 | 円 一二、六五 | 丸本米を 含む |
| 二等 | 円 一三、二二 | 円 一三、一〇 | 円 一二、九四 | 円 一二、四六 | |
| 三等 | 円 一二、九八 | 円 一二、八六 | 円 一二、七〇 | 円 一二、二二 | |
| 四等 | 円 一二、七六 | 円 一二、四四 | 円 一二、二二 | 円 一二、二二 | |
| その他 | 円 一二、七六 | 円 一二、四四 | 円 一二、二二 | 円 一二、二二 | |

昭和九年の米穀統制法にもとずいて、昭和八年産米の最低価格等でも同様で、一度山居米の高い価格が固定化してしまふと、実質的にどうあろうと山居米の高値が維持されて、山居倉庫の独占的傾向がますます濃厚となった。

向いあって建っている山居倉庫の藤島支庫の入庫米が鶴岡倉庫の渡前支庫の入庫米よりも常に石当り十匁から二十匁高で販売され、また昭和十二年（一九三七年）東京神田川市場での懇談会で各県の米を銘柄別に審査した結果、同じ山形県の庄内地方の産米でありながら審査員の採点結果で鶴岡米より得点の少ない山居米が価格の上では二十匁も高く買われた事実もあった。

このような事態に対して、鶴岡倉庫の勢力範囲である東、西両田川郡の一部の農民は大きな不満を持ち、大正十二年（一九二三年）に「米の特定倉庫の全廃」という問題を投げかけたが、不発に終わった。その後十年経って昭和九年（一九三四年）二月十五日に山居、鶴岡倉庫米の格差撤廃運動が起き、鶴岡市、東、西両田川郡の各町村農会長等百余名が大挙して鶴岡米

穀取引所に押しよせ、山居、鶴岡同格を農林省に申請することを要求して大きなきを演じた。

同じ庄内米でありながら山居米が黒ナワで包装されると、鶴岡倉庫米の赤ナワ包装よりも二十匁も値はばが出て来たことに對する鶴岡倉庫側の憤慨は当然であり、生産者農民が格差撤廃に起ち上がったのだが、山居倉庫は少しも動ずる気配もなく、かえって昭和二年には山居貸倉庫株式会社を創立して各地に支庫を新設、拡充して行き、さらに昭和四年（一九二九年）には当時、飽海郡の産業組合が所有していた二つの農業倉庫、飽海郡松嶺信用組合の農業倉庫と本楯信用購買販売利用組合の農業倉庫とを二つともを買収、完全に山居倉庫のものに加えてしまった。こうして山居倉庫に対する農民の不平、不満は次第に醸成されながらも、山居側にとっては何等痛痒を感じるまでのものではなかった。

松嶺 本楯 両倉庫・山居に屈す

松嶺農業倉庫を經營した飽海郡松嶺信用組合は明治三十九年（一九〇六年）の創立で、山形県でも古い歴史を持っている模範組合で、組合員一、七四三名、自己資本四万七千八百円、貯金四十六万九千円、借入金一万一千五百円、貸出金四百二十二万二千円、余裕金十一万八千七百円で規模が大きく、經營が堅実なことで庄内地方才一の組合と云われた。

大正七年（一九一八年）にまず四十八坪、一棟の農業倉庫を設立、大正十五年には二棟、六十三坪を増設して、収容力九、五〇〇俵を持って託納を実施して来た。取扱米は「丸松米」と云って山居米に次ぐ声価を持ちつづけたが、山居側の威力の前に屈服してしまい、昭和四年（一九二五年）十一月

一、株式会社酒田米穀取引所は有限責任松嶺信用組合事務所所在地に砂越倉庫（山居倉庫支庫）の松嶺出張所を設けて、十二月から事業を開始する。

二、松嶺信用組合は所有土蔵一棟、附属下屋および同敷地を同出張所入庫米取扱いに供するため、酒田米穀取引所に賃貸する。

三、右出張所入庫米はすべて砂越倉庫（山居倉庫支庫）と同等に取扱う。

等の取りきめが、山居松嶺両者間で成立し、松嶺農業倉庫はついに山居に従属することになった。

また、飽海郡本楯村信用購買販売利用組合は組合長藤塚長治氏の熱心な組合活動で購買、販売事業に乗り出したが、本楯には大正八年、山居倉庫本楯支庫が設立されて、組合倉庫の米取扱いを圧迫、昭和二年には組合経理の悪化が倉荷証券と藤塚組合長ら、組合幹部の私財を投じた二万円の負債整理も追いつかず、昭和四年、万策尽きて、農業倉庫を山居側に身売りしてしまつた。

この松嶺、本楯両農業倉庫のほかに飽海郡北俣農業倉庫（北俣、田沢、内郷三ヶ村の共同）も後年、山居倉庫に身売りして

いる。また一条、観音寺の農業倉庫も山居倉庫のヒモッキになるなど、山居の前には既設農業倉庫はうたかたのように消滅して行つた。

本楯農協の前身、庭田信組

藤塚組合長が東京で本楯米販売

敢斗した本楯、藤島組合

巨大な山居倉庫の前に屈した飽海郡本楯村、有限責任信用、購買、販売、利用組合の前身、庭田信用組合は本楯村大字庭田部落の藤塚長治氏が明治四十三年三月、自宅を組合事務所提供、長男、長策氏が教職の余暇をさいて事務を手伝い、父親が組合長、子息が事務員という父子だけの組合であつたが、長治組合長も当時は本楯小学校の農業専科の先生で、組合員一七名、出資金一口一〇円、計二一〇円、役員七名の信用組合に満足せず、農民のつくつた米は農民自身の手で売りさばくことを考え、大正



庭田信組 協組の合長 前創始者氏 本楯藤

八年に羽越線本楯駅が設けられたのを機会に藤塚組合長は新田目の鈴木仁助氏の屋敷を譲り受け、そこに八〇坪の農業倉庫を工費一万円で作築し、名称も信購買利組合と名づけ、組合の範囲を本楯村一

円と西荒瀬の一部、門田、市神を地区とした。

組合員約一三〇名、出資金一口二十円、約一三〇口と規模を

大きくし、理事六名、監事六名と事業の拡張に従い、長男一人の事務では間に合わず、二男の藤塚金次氏が新たに事務にたずさわった。八〇坪の農業倉庫は坪百円で竣工、県補助金三千元で組合の倉庫事業は大いに明るい希望を持たれたのだが、翌九年の経済界大恐慌で物価が大暴落し、仕入品は急激に値下がりし、また利用事業として始めた搗精発動機を新設したため、固定資産を多くしてしまい、長男の長策氏は教職を退いて、専心、組合のばん回に斗ったが一向に光明が見られなかった。

販売事業の、手製ナワの集荷も、ほかの機械ナワのためにさっぱり売れず、日毎に組合の業績が苦難の途を辿った。もっとも組合の打撃となったのは米の集荷と市場への売渡りで、山居倉庫と農業倉庫の入庫米の格差が当時で五十銭という大きいものであったし、そのうえ山居はあらゆる手段を使って組合の米取扱いを妨害し、農家の組合離反策を図ったので、これに対抗する組合職員は何日も帯も解かずに、コタツにごろ寝して組合員へのサービスにつとめたほどであった。

遂に山居の前に倉庫投出し

米の取引のためには藤塚組合長は入庫米を東京の深川、神田川の大市場に送り、自分の手で品評会を開いて、本桶米の宣伝に躍起となったので、東京でも非常に好評を博し、大正十三年本郷根津片町に「庄内米販売店」を開き、名の通った山居米と同値でさかんに売りまくった。藤塚組合長は、雨の日も、風の日も一日も休むことなく、庄内米宣伝のチラシをふところに入れて、東京の街々を一日百軒以上もお得意見つけに歩き回った

が、老体に神経痛を患い組合長は昭和三年、本桶に帰えり、交替に二男、金次氏が上京、父親に代って売り込みに付き、父親直伝の一日、百軒訪問をつづけたので、四年には店を新築した上、さらに「庄内屋」の屋号で支店を二ヶ所におくようになったが、山居倉庫のために組合入庫米が次々に減少して行き、欠損金が殖え、出資金、準備金は組合員の承諾を得て全額欠損に充て、なお残る欠損金は藤塚組合長が全資産を提供したのをはじめ、役員もそれぞれ穴埋めを引受け、長男、長策氏は組合のために借金したものは氏の個人借金となって、家屋敷と田三反歩を投げ出して解散、庄内最古の本桶倉庫は山居倉庫に明渡ししたのである。

藤塚氏の銅像も陽の目をみず

一家をあげて産業組合運動にいて身、全財産を提供した場合山居の前に旗をまいた藤塚一家は今も部落の人々から賞讃されているが、同村の阿部広太、阿部条治両氏が長治氏の徳をたたえ、昭和三年九月、氏の銅像を実蔵院の境内に建てることを計画、門弟、知人に檄をとばし、寄附金で見事な銅像が出来たが、組合事業の失敗を怨む一部の人人からの猛反対にあい、さんざんもみ抜いた末、建立発起人側も一時建立を見合せているうち、戦争の金属回収にまきこまれ、銅像は叩きつぶされてしまったという寒々とした話しを残している。

東田川郡藤島町産業組合（組合長阿部利左工門氏—戦後死去）は東田川郡の中心という好条件の環境にあったので、組合

経営の農業倉庫建設を企て、同町産業組合青年連盟理事長で反産運動、山居倉庫進出所に動いていた豊田永治氏（後の庄内経済連会長）、佐藤健次郎氏らと相談、組合の建物の一角にある購買部を改造、組合倉庫開業を宣言した、驚いたのは組合の目の前にある山居倉庫側で、組合倉庫はく滅の強行手段に出て、反組合長派の組合役員を誣らい、煽動した。そのため、組合の内部が大混乱し、一時貯払い停止の騒ぎにまで発展、阿部組合長、豊田氏らは背任罪の告訴をうけて、所轄警察署から召喚され、取調べをうける等、倉庫建設をめぐる大騒動が持ち上がり、村をあげて一年間もくたくたにもみつづけた。

山居の権勢の前には正当、純真な組合運動も通らず、その後阿部組合長が引責退陣するとともに、組合倉庫そのものも僅か一ヶ年間の命脈で消えて失くなり、再び山居倉庫が藤島を支配するようになった。

反山居の農倉建設運動

斗い抜いた山木、渋谷の両氏

山居倉庫の前に産業組合の抵抗はあまりにも微力であったが昭和五年の山形県産業組合大会は庄内地方に農業倉庫を発達せしめる方法（県購販連提出）を熱心に討議し、庄内の代表者から交々、山居倉庫に対する憤まんがぶちまけられたが、具体的な行動もなく、昭和七年（一九三二年）になった。

この年に農村の自力更生を掛声に産業組合拡充五ヶ年計画が

たてられ、翌、八年からの実行開始とともに、その推進母体として産業組合青年連盟全国連合会が結成され、庄内地方でも県内の他地方と同様に産業組合青年連盟の活発な活動を開始したが、多年、山居倉庫のために痛い目に会わされて来た庄内の産業組合は気負い起った産青連を先頭にして、反山居、農業倉庫建設運動が正面切って開始されたのであった。

その頃、この運動の先頭に起って産青連を指揮し、産業組合幹部をべんたつ、山居側のあらゆる妨害の前にはだかつて勇敢に斗ったのが、東田川郡新堀村の山木武夫、飽海郡北平田村の渋谷勇夫の両氏である。

山木、渋谷両氏はともに県立自治講習所の才一回卒業生で加藤完治所長から一村自治の精神を教えられ、農道をたたきこまれた同志の間柄である、山木氏は昭和三年（一九二八年）、自村に有限責任落野目信用組合を設立し、信用事業を中心に、定期的に肥料の共同購入をやったが、積極的に村の経済を立て直すには農家の収入の源泉である米の販売事業に着手しなければならぬことを考えていた。然し、その当時既に山居倉庫、鶴岡の鶴岡倉庫が全庄内にくまなく営業倉庫の網を張りめぐらし、酒田、鶴岡の米穀取引所を中心に国内の米相場を動かすことの出来るほど権勢をほしにまにした米穀商がキラ星のように並んで、産業組合の太刀向うすき等は全くなかった。山居に刃向った産業組合の米の販売は忽ちひねり潰され、山居の軍門に降るだけであった。

昭和五年につづいて八年八月、県下産業組合大会が庄内で開

催され、提出議題の中に「庄内地方に農業倉庫を建設するの件」と、当時の産業組合の発展経過を見ても実に時代おくれな議題（農業倉庫法が大正六年に發布され、県内各地に産業組合の農業倉庫が続出してから既に十四年を経過していた。）が出され、甲論乙ばくの末漸く可決されたほど、庄内産業組合倉庫が振わず、例え建設を熱望したとしても、山居勢力に刃向う愚を知って農業倉庫建設に反対する勢力もあり、山木、渋谷両氏が唱える産業組合の米販売事業、特に自分たちの保管倉庫を持つことは容易な業ではなかった。

農業倉庫建設運動は至るところで妨害され、罵倒を浴び農村の古い人々から嘲笑され、古い伝統を破かいする不らちものと



山木武夫氏



渋谷勇夫氏

して排撃された、村の反対だけでなく、この運動には県も農林省の一部でも賛成しなかったほどであった。

しかし渋谷氏は昭和九年春に一四四坪の北平田産業組合農業倉庫を建設しはじめた。これに対して山居側は組織的な妨害を行ったが、氏はこれをはねのけて遂に北平田農業倉庫を落成させた。この農業倉庫と同時に山木氏は新堀村に同じように新堀

農業倉庫を建設、約二年後には西田川郡大山町にも農業倉庫を竣工させた。

産業組合に同時に出現した農民自身の北平田、新堀、大山の三倉庫は山居の逆攻勢に対して共同戦線を張って戦い、昭和九年産米からは玄米を取扱い、三倉庫だけで合計十万俵を集荷することが出来た。

（山形県立自治講習所）大正四年（一九一五年）十二月、県令才七〇号で山形県自治講習所職制が公布され、所長に加藤完治氏を迎え、農村長男の教育を開始した特異な地方自治指導者養成施設で教育の範をデンマークの国民高等学校にとった。

産組に凱歌あがる

庄内米銘柄統一と格差撤廃へ

敢然として山居倉庫に戦いを挑んだ山木、渋谷両氏らの新堀、北平田、大山の農業倉庫は未申請で工事に着手し、米を搬入出来るまでになったところで認可申請した、もち論、県当局は認可せず、さらに農林省に陳情して見たが、当時の荷見米穀局長をはじめ省内の大勢は庄内の特殊事情を理由に農業倉庫開設に反対し、ここでも認可しなかった。

農業倉庫を認めない根拠として、庄内産米約九十万石のうち移出高六十万石に対して山居、鶴岡両営業倉庫の収容力は十分すぎる、この上農業倉庫を設けることは無駄なものであるばかりでなく、営業、農業倉庫両者の共倒れを招いてしまうというものであった。

しかし、山木氏らのねらいは倉庫の認可をめぐって山居側と雌雄を決し、しかも全産業組合の力を結集し、勝算ありと確信したものであったが当局は山木氏らに頑として攻防の場、農倉を与えようとしなかった。そこで庄内をはじめ県下の産業組合は農倉設立支援のために一斉に起ち上がり、産青連もまた、各地に農倉設立促進の氣勢を上げ、火となって県当局に折衝するとともに、山居側を叩いたので、激しい勢いに押し切られた県は遂に新堀、北平田両倉庫を認可することになった。

両倉庫認可が一度、全庄内に聞えると、各地に堰を切ったように農業倉庫設立が目立ち、東田川郡黒川、山添、広瀬らの組合で、モミ貯蔵倉庫が山居側の妨害に会って、認可に手間どりながらも農業倉庫に転換した、また農倉の先端を切った北平田、新堀の両倉庫は早くも収容難となり、昭和十一年夏には両倉庫とも百坪を超える増築を完成させる等、勇気づいた組合は農倉後続の事実で正面から山居側と対する一方、産青連は行動挺身隊を組織し、庄内米銘柄統一と格差撤廃を旗印にした果敢な運動をくり返した。

こうした組合側の一連の山居対抗、農倉建設の動きにもかかわらず、山居の牙城を覆すまでに至らなかつたし、逆に山居側の唱える「庄内の特殊事情」に県当局が常に同調し、昭和十一年の米穀自治管理法実施からんで、又も県は庄内地方に限ってモミ貯蔵の原則によることなく、玄米貯蔵と米券保管とを認め、新たな管理倉庫の建設を許さず、既設倉庫を借庫させるといふ山形県独自の方針を打ち樹てて農業倉庫の普及に制ちゆう

を加えたのであった。

これに対して庄内産青連町村連盟役員大会は猛然反対攻撃に出、「米穀自治管理倉庫をひとり庄内に認めないことは県が山居資本に迎合し、庄内全農民を抹殺するものであって絶対反対する」と決議し、このことを金森太郎知事、田村浩経経済部長らに打電、農林省に対しても、モミ貯蔵の原則を行い、米券保管の除外例を設けないことを強く要望した。

一方の山居側は対抗手段として産業組合、産青連粉砕のために、農会抱きこみにとりかかり、昭和十一年八月、酒井酒田米穀取引所理事長は飽海、東、西田川の三郡農会長、酒田、鶴岡の両市農会長に対して、庄内農会の活動資金として、一ケ年五千円づつを昭和十一年下半年から十六年上半年まで五年間の寄附金を提供することを申し入れる等、産組と農会との離間、攪乱戦術に出た。

激烈な倉庫斗争は山居、産組両者とも疲れることなく、その後も続けられたが、昭和十二年（一九三七年）七月の支那事変ばつ発、年を遂つての戦線拡大、長期戦への進展は、食糧事情にも大きく変転を来たし、内、外地を一貫した米穀政策によって、数量、価格調節を強化し、拡充して行かねばならぬ時に立ち至っていた。このような急テンポの変化に対しても米穀取引所の中には目をそらし、やがて才一次大戦後のいんしんを再び招来出来るものと錯覚し、何も対策を考へることなく、時期待ちの態度であったが、次才に米穀市場の統制強化が進み、米穀取引所の改組が叫ばれているうち、十四年四月、平沼騏一郎内

閣は遂に米穀配給統制法を公布し、新しく日本米穀会社を発足させて、完全に米穀取引所の存在を否定してしまつたのである。

山居五十年の歴史閉ざす

酒田と、鶴岡両米穀取引所にとっては正に青天のへきれきにも似た重大事であつた。すべては戦争のなせる業であるが、国策協力にひきずられ、今後の安泰を保障する条件が何一つ存在しないままに、五十年の歴史を閉じ、所有している山居倉庫群を処理しなければならなくなつたのである。

やがて、小阪県経済部長を中心とした県当局が酒田米穀取引所に持ちこんだのは、これまで考へて見たこともない對手、産業組合陣の県購買販売組合連合会に全倉庫を明渡し話してあつた。産組こそ、きのうまで抗争して来た当の相手であつたにもかかわらず、県は皮肉にも倉庫明渡し先をその産組としたのであつた。県が間に入つての交渉は容易に進行しなかつたが、県購販連側は多年にわたる酒田米穀取引所の勢威と山居倉庫の実績に敬意を表し、寛容な条件で、昭和十四年九月、高橋県購販連会長と酒井取引所所長らとの間に附帯事項を加へた覚書を交換して、山居倉庫および山居貸貸倉庫を県購販連の連合農業倉庫として賃借、経営する契約が成立したのである。

この覚書によつた契約は倉庫の賃借であつて、倉庫の所有が移動するまでには至らなかつたが、この日以後、全国に喧伝されたぼう大な山居倉庫はその名を消して、庄内の全農民が夢に見た連合農業倉庫となつて、県購販連の経営に移つたのであ

る。(註、契約内容は一四七、一四八ページ)

財団法人『北斗会』とは

山居倉庫の経営を県購販連に移譲するに當つて酒田米穀取引所が設立した財団法人「北斗会」は昭和十四年十二月七日農林省の認可をうけ、酒田米穀取引所と合資会社黒瀬倉庫から寄附された倉庫、土地等一万八千余坪を覚書才三の(イ)に従つて県購販連に貸与することにした、覚書では山居貸貸倉庫会社分は有償貸しであるのに対して、この北斗会所有の倉庫は無償であつても、県購販連から一定の金額を交付される(覚書才三の(ロ))ことにした、北斗会はこの交付金の大半を酒井家が農道精神のかん養、農業の発達に資するため設けた「東北農家研究所」「貯蔵研究所」「以文会」に配分した。

北斗会は現在も続いているが、倉庫の賃借は戦中、戦後は県購販連(県信販購利連)、県農業会、農協法施行後は庄内販売連と続き、昭和三十三年、全施設を庄内経済連に売却して、貸借關係に終りを告げたのである。

財団法人北斗会設立趣意書

鶴岡市、酒田市、東、西田川郡、飽海郡は旧庄内藩主酒井家の所領にして、広ぼう百五十六平方里余、月山、鳥海山の靈峰、山脈を以て囲ぎようし、西方僅かに日本海に面せる人情風俗、氣候風土、習慣を同じくせる一區劃にして一望広漠たる平野三万八千町歩、ことごとく豊沃なる美田にして、世帯総数五万四百二十六、中、農家戸数二万一千七百五十八戸を有し、農家は

ほとんど稲作単営にして、農業総生産額二千五百四十三万四千四百七十二円、うち、米の生産額二千二百四十五万三千七百三十七円にして、その八割八分を占むる一大米産地にして山形県移出米百万石のうち六十万石はわが庄内の産米にして他府県平均移出米およそ三十万石の二倍に相当せり。

従つて庄内は米によりて維持せられ、地主、小作ともに米によりて生きべき宿命を有するものにして、その生産および貯藏、販売、運輸、金融等自然に発達せるも、米穀経済機構の発達は遠く三百年前旧藩時代に米券法行われ、為に現物の統制により品位と信用を保持し来たりしが廃藩とともに消滅し、中央市場の声価を失墜し、地方の損失はく大なりしに鑑み、篤農本間光美の斡旋を容れ、旧藩主酒井伯爵家は地方産業復興ならびに福利増進の趣旨により明治十七年酒田米商会所の経営を受諾され、明治二十六年株式会社酒田米穀取引所を創設し、その資金を当事者に授与し、その純益はことごとく事業拡張に充つべき旨を以て一任せらる。

爾来生産を經とし、販売を緯とし、銳意事業の経営に当り、しばしば消費地の状況を視察し、特に県および生産団体と結合融和を図り、その間、旧来の通弊を改め、専ら商品価値向上のため、余舛疋上りの是正、乾燥調製、岩田式糶摺器の普及、奨励、産米等級の改廃、食味優良品種の奨励金込米等、地主、小作人の授受代行等をなし、幾変せんを経て、庄内米の名声を確立するに至れり、見本なしに取引せられ、全国的に信用を博し、地主、小作の納米等安全確実に行なわれ、米券、入庫伝票

の如き銀行業者および一般金融者に至るまで担保物件として絶対信用のもとに取扱われ、日本銀行の見返り担保となり得るに至り、その利便をうたわるのみならず、換金容易、簡便、したがって農家の手取金を多からしむる特異的施設として、むしろ主務省においてもこれを推賞し、本県また特に米穀検査権を委嘱し、生産販売機構の完備を誇りとされつつあり。

事業ますます隆盛を極むるに至り、倉庫の狹隘を告げたるに際し、増資を許さざる当局の方針に従い、その指示により、事業利ゆんの延長として山居貸貨倉庫株式会社を創立し、その賃貸により山居倉庫の不足を補い、入庫者の便益を図り、現に五十九万石余の収容力を有するに至れり、これを要するに倉庫従業者は酒井家の精神を体し、山居倉庫綱領をじゆん奉服よし、貯蔵保管に忠実なると、各農会の生産指導の優越なる不断の努力と耕地の改善整理、品種創せんおよび生産農家の熱心とさらに地場商人の誠実と金融、運輸の完備により同一経済のもとに米質、枳量および一定包装の大量混合量り替えの統一による事は過去の事実に徴するも毫も誇大の言にあらざるを信ずるものなり。

酒井家施設の方針は百姓亡んで国家なしの根本精神のもとに仁政を布かれたるものにして、天明の饑饉においても途に餓死なく、天保年間および明治初年の転封阻止運動等その反映にして、床しき幾多の美談を残されたる事蹟に見る如く、米券倉庫の経営は地方振興事業にして専ら米産地庄内の福利増進に寄せられ、爾来五十年、米券倉庫の名声をほしきままにせり。

然るに産業組合法の発布とともに各村に産業組合設立せられ販売事業の開始にともない、農業倉庫の経営をなすに至り、その間多少相こく摩擦を生じ、庄内地方のため、真に遺憾とせられたるところなり。

現時、国内の事情とみに変化し、米穀政策に伴う米穀配給統制法制定とともに米穀取引所法廃止と同時に日本米穀会社の創立を見るに至れるも、地方人直接の経営にあらざるを以て、あるいは農倉に対し将来深刻なる対立的事態を生じ、円満を欠くなきおの懸念あるを以て、山居倉庫の帰すは将来庄内地方に大なる関係の存するを自認し、慎重考慮を重ね、過去を顧み、現在を検討し、将来を通観し、自我感情を去り、国策の大綱に順応し、酒井家本来の目的に立脚し、摩擦、相こくを避け、米穀取扱いによる危険を防止し、一郷親和、大同団結を本旨とし過去の一切を清算し、生産拡充に努力し、商品価値をたかめ、諸掛費用を減少し、地方福利増進の目標に還元し、米穀倉庫の一元化を図り、山形県購買販売組合連合会の倉庫部門として覚書にもとづき、取引所々属倉庫の財産は、あげて寄附行為とし、これにより、さらに郷学を作興し、農道精神を養成し、産業の改良に資するは、けだし酒井家入部以来の一貫したる伝統的精神にして皇謨を翼賛し奉り、農本国策に副う所以なりとしこれを酒井家祖先の靈に告げ、農林当局にはかり、本県長官に具申し、その指示により感謝奉仕の精神を以て、財団法人を組織し、とこしえに之を後世に伝えんとす。

北斗会寄附行為および財産目録

第一章 名 称

才一条 本会は財団法人北斗会と称す。

第二章 目的および事業

才二条 本会は庄内の歴史と現状を認識し、和協一心、庄内二市三郡における農業の発達を図り地方の福利増進に寄与する目的を以て本会所有の倉庫、建物、土地および什器を山形県購買販売組合連合会に無償貸与し、山形県連合農業倉庫庄内倉庫として運営せしむ
(註、昭和十八年十二月、山形県農業会設立後は、この条の山形県購販連の部分山形県農業会となり、二十三年、庄内販売農業協同組合連合会、二十八年、庄内経済農業協同組合連合会とおきかえられてゐる。)

才三条 本会は前条の目的を達成するため左の事業を行う。

- 一、農道精神のかん養に関する施設
- 二、農業の発達ならびに主要食糧増進に関する施設
- 三、その他本会の目的達成に必要な事項

第三章 事務所

才四条 事務所は酒田市山居町七十番地に置く

第四章 資金および会計

才五条 本会の資産は左にかかげたるものよりなる。

- 一、寄附財産（財産目録にかかふる財産）
- 二、交附金および寄附金
- 三、雑収入

才六条 寄附行為當時の寄附財産はこれを基本財産とす、ただし什器はこれを除く、基本財産はこれを売却することを得ず。

才七条 本会の経費は交付金、寄附金およびその他の収入を以てこれを支弁す。

(才八、才九条略す)

第五章 役員

才十条 本会に顧問および左の役員を置く。

一、顧問、若干名、但し旧藩主酒井伯爵家の当主を以て名誉顧問とす

二、理事、十五名以内、内、会長一名、常務理事五名以内、会計主任一名とす

三、監事、五名以内

四、評議員三十五名以内

会長は理事の互選によりこれを定む、常務理事および会計主任は理事の中より会長これを委嘱す
理事は評議員を兼ねることを得

(才十一、才十二条略す)

才十三条 理事および監事は左記各号の者の中より評議員会においてこれを選任す、但し理事一名は選挙によらず山形県主管部長の職に在るものを推せんものとす。

一、庄内地方市町村産業組合（農業協同組合）役員

一、庄内地方市町村長

一、学識経験ある者

一、本会寄附行為者および本会の事業に功績ありたる者

(才十四条、才二十六条略す)

財産目録

| 科 目 | 坪数 | 点数 | 金額 |
|-------------|--------|-----|---------|
| 土地 | 一一、〇五八 | 三〇 | 一三〇、三九三 |
| 倉庫 | 五、三四九 | 〇〇 | 四二〇、六二〇 |
| 同上附屬下屋および廊下 | 一、七二七 | 七一 | 七二、五一〇 |
| 家屋 | | 二一〇 | 六八〇 |
| 特殊工物 | | 二 | 五、〇九〇 |
| 什器 | | 二四九 | 七、九五四 |
| 計 | | 九 | 六三七、二四七 |

このような北斗会の趣意書によつた貯蔵研究所は大正十五年に山居倉庫内に設けたもの、以文会は鶴岡市の酒井氏邸内に在る庄内学の総本山で、酒井家入部以来持ち続けて来た酒井家伝統の精神をかん養する施設である。また元、庄内土族の開墾地、松ヶ岡開墾地に出来た東北農家研究所は農道学を菅原兵治所長、稲作の原理と實際を佐藤富十郎氏が担当した等、旧酒井藩一連の独特のもののだが、この農家研究所の建物はかつて山居倉庫に刃向つた反酒井運動の総帥とも云われた山木武夫、渋谷勇夫の両氏が恩師、加藤完治氏（県立自治講習所所長）の教えを鳥海山麓に生かし、飽海郡蔵岡村に設立した農民訓練所「鳥海農民道場」の建物を二十年夏の終戦後に譲りうけたものであった。

鶴岡米穀取引所と倉庫創設

旧藩閥に反発した平田安吉氏

山形県農業試験場が去る昭和二十七年五月発行した「山形県農業試験場史」のあと書に明治三十年（一八九七年）までの県内の農業年表なるものがのせてある。

その年表は明治五年（一八七二年）十一月の松ヶ岡開墾地百畝町歩開拓からはじまる山形県農業の発達を年表にしたものだが、その中で



平田安吉氏（御家録派に反骨の血をたぎらせ、鶴岡に多くの事業を遺した。）

。明治二十二年鶴岡市平田安吉、地主、有志をきゆう合、勸農会を起し、自ら福岡県に遊び、稲作改善法を研究す。

。明治二十三年鶴岡

平田安吉、福岡より農業教師を招へい、西田川郡内各所に模範田営習田を設け、又農生を募りて乾田馬耕の実技を伝う。

。同年 本間家、西田川郡にて農業教師をへいしたるを聞き、支配人中より二名を選びその方法を伝習せしむ。

と、稲作改善の先達として、鶴岡市の平田安吉氏のことのがのつてゐる。又東畑精一博士らの農業発達史調査会編さんの「日本農業発達史」才五巻には、明治における地主の農事改良運動―

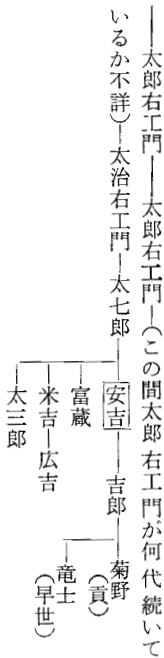
庄内の平田安吉」と題し「―彼はわずか二十年たらずの間になした業績によって、この地方（庄内）の殖産興農立志伝中の一人に数えられ、また自由民権運動後期の陰の中心人物とも称されている。

これは同じく飽海郡の大地主本間が当時すでに巨大な奇生地主であったが、農事以外のいかなる事業にも関係せず、政治的には自由民権思想を極度に恐れ、これに対抗するために膝元の大地主を組織して、反自由党団体を作るほどの保守派であり、乾田馬耕法の導入にしても、実は平田安吉を見做ったにすぎなかったのにくらべて対照的である。―と平田氏を紹介している。四十才の若さで他界するまで、わずか二十年足らずの業績が、米産地、庄内の中にあっても一人卓越した存在となった平田安吉とは一体どんな人物であつたらうか。

平田安吉氏は安政四年（一八五七年）一月十五日に西田川郡鶴岡の地主太七郎の長男として生れ、明治十二年（一八七九年）二十二才で家督を継ぎ、同二十九年七月（一八九六年）脳溢血で、四十才を一期に死去している。

安吉氏の先祖は伊勢の織物行商で、いつの時代かはっきりわからないが、鶴岡に定着して、祖父の代になって平田家は扶持、帯刀御免の士族となつた。

平田家系譜を見ると



と、安吉氏には富藏、米吉、太三郎と三人の弟がいた。長子吉郎氏は古い県会議員で、現在、鶴岡市三日町に住む安吉氏の孫菊野さんは両羽銀行常務取締役で鶴岡支店に勤めている他家から入った夫君、貢氏と平田家を継いでいる。又上郷農業協同組合（鶴岡市大字大広字山崎五六）組合長の平田広吉氏は安吉氏の甥である。

平田家は地主で、いつの頃からか酒造業を営んでいた。

地主、平田家の土地は安吉氏の先代までは五十町歩にすぎなかったが、安吉氏の代になって田畑は東田川郡九ヶ村、西田川郡八ヶ村にわたって田百一町歩、畑六町歩、小作人二百二十一人をかかえた大地主にせり上がった。

明治十五年から二十年にかけて鶴岡方面は極度の不況に見舞われ、中でも貧困のどん底におちた旧土族は生活に困り、北海道開拓に渡ったものやら、夜にげするもの等が続出し、町内のあき家が千軒以上にも達し、それが商家にも波及して行ったが、全焼戸数二百二十を出した明治二十一年（一八八八年）の鶴岡大火は全町荒りようたる焼野原のままに放置されてしまった。

この機に乗じた安吉氏は、豆腐一丁と屋敷一つと言われた安値でどしどし土地を買いきった。二十二・三年頃には遠く米沢まで手をのびし、山林三百町歩を買ったようである。

明治十五年（一八八二年）、当時としては庄内ではじめての牛乳販売を始め、町の人を驚かせ、同十七年（一八八四年）頃から馬を飼育し、馬産改良、馬耕、荷馬車、客待馬車等に着手した。この頃才二代県令折田平内（明治十五年七月就任、同十九年七月、福島県知事に転任）が馬耕試験を実施し、馬耕機械と

馬を貸与し、十七年には馬耕の先進地福岡県に庄内三郡から農事篤志者各二名づつを派遣、馬耕術を習得させたほど、当時としては全く未経験の馬耕というものを奨励した時期であるところから見て、馬車等の販売を始めた等は氏の事業熱心と鋭い先見の明がうかがえた。

安吉氏は家督を継いで翌々年の二十四才で旧藩主酒井氏が実権をにぎっていた国立才六十七銀行（後の庄内銀行）の重役に当選（明治十八年）、二十八才で西田川郡勸業委員、更に県勸業諮問委員になり、明治二十二年、町村制実施に伴った最初の町会議員選挙に町方から圧倒的な支持をうけて当選する等縦横無尽な活動範囲も目を追って拡げられて行った。

氏が、権勢の前に頭を下げない持ち前の反骨根性を示したものに、彼が代表となって鶴岡米穀取引所とその附属倉庫を明治二十八年（一八九五年）に創設したことである。

氏が三十九才の時、当時、庄内三郡の地主米を独占的に支配して隆々たる勢力を示していた山居倉庫に刃向うことはまことに大それた仕業であり、山居の利益をはばむ新規な計画等は思いも及ばぬこととされていたが、安吉氏はこの事業を自ら計画し、設立に成功、東、西田川郡の地主と商人の主な顔ぶれ二十六名をならべ、〃町方〃の勢力を代表して旧藩ばつに挑戦した。

酒田米穀取引所が旧藩主が実権をにぎった個人経営であったのに、安吉氏を中心とした鶴岡のそれは株式組織とした民主的なものであって、氏はこの頃、やはり旧藩閥挑戦の銀行を創立した、旧藩閥の事業に絶大の勢力を持っていた六十七銀行が、町民には金融の途をふさぎ、町方の事業を邪魔した、安吉氏は両

陽貯蓄銀行を創立して町方衆の便宜をはかったが、氏が死去した翌、明治三十年には両羽銀行開業と共にこれに合併され、自宅は同行の事務所に開放した。

平田家を百町歩大地主にしたのは安吉氏のわずか数年間の腕によつたものだが、小作米の収納には非常に気を使い、明治十六年開設の山形県勸業諮問委員会には、氏も委員となり、米の改良に力いた。それまでの委員は二十五町歩以上の地主まかせであったが、氏は組織を改めて新たに「米穀改良組合」を作り、広く組合員を集めて、地主、小作人が一致協力して米の改良をやることを提唱した。天下に名をはせる庄内米の改良のそのもとは安吉氏の強力な指導と活動にあつたと言つていい、氏自身の作品は県内から全国、さらにアメリカの品評会や博覧会にまで出品して七回も受賞している。氏が米穀改良組合の運動とともに、熱を入れたものに、農耕改善の乾田馬耕のとり入れと奨励があつた。

山形県で馬耕法試験をはじめたのが明治十六年で、翌十七年には折田県令が庄内三郡から福岡に馬耕法見学のために内地留学生を出した。地元の西田川郡長江夏喜蔵氏も又、県令に劣らず、農事改良に熱心で、県にも、郡にも相談せずに二十二年（一八八九年）全く独断で福岡県から二名の教師を呼びよせたが、経費のことでゴタゴタがおき、二名の教師を福岡に帰えしてしまつたことがある。江夏郡長のこの計画は、安吉氏との合作であつたようで、翌二十三年に、氏は江夏郡長とともに福岡県におもむいて、半年にわたつてこの地方の農業事情を視察し、帰途には二名の農業教師を伴つて、意気ようようとして鶴岡に帰つた。

同伴した福岡の教師は郡長の手で各村から二名づつの伝習生を集め、みつちりと馬耕法を伝授したので、各村ともにわかには馬耕の技術が拡がり、隣りの東田川郡長相良守典氏も福岡県から稲作改良教師を呼んで賞讃をはくした。

又飽海郡でも、福岡から二十四年に伊佐治八郎を馬耕教師に招き農事改良を謀り（飽海郡会史）、明治二十六年になると酒田の本間家も馬耕法の研究に入り、一族、子弟を伊佐教師に同伴させ、馬耕術を東、西田川の小作人等に習得させる等、県や郡が奨励した馬耕法も、安吉氏をはじめとした民間先達の手で普及して行つた。

政治家でない安吉氏が町村制実施最初の町会議員に出馬し、鶴岡米穀取引所や更に才六十七銀行に抗して両陽貯蓄銀行を開設した等短い氏の半生にやり通した旧藩閥打倒の動きは、酒井旧藩主を中心とする極端な封建的行動に対して町方出の安吉氏がひとりでに植えつけられた強烈な自由民権思想の現れであつて、四十才の若さで死亡するまで僅々十余年の目まぐるしい氏獨特の動きこそ、士族に非ざれば人にあらずとまで傲慢、偏狭に振舞つていた旧藩閥に身を以てした回答であつた。

新興の町方はみんなが鶴岡米穀取引所開設の次に見せるだろう、奇想天外の氏の事業を期待したが、翌年の明治二十九年（一八九六年）七月十九日脳溢血に倒れ三十九才を一期に急逝してしまつた。氏の死は町方をはじめ各方面から惜しまれ、明治三十一年夏、平田家から近い公園内に遺徳碑が建てられ、氏の数々の遺業を伝えている。